

一関市建設関連業務委託契約に係る最低制限価格事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号）第131条の2の規定に基づき建設関連業務委託契約に係る最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する建設関連業務委託契約とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3 最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額の合計額を基に、契約担当者が定める額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

別表（第3関係）

業種区分	1	2	3	4
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

業務の性質上上記の規定により難しいものについては、契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日改正）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 3 日改正）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日改正）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。